介護保険

住宅改修の手引き

鏡野町　総合福祉課

令和８年 10 月



目次

１．介護保険における住宅改修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．対象となる住宅改修の内容と範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（１）手すりの取り付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（２）段差の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更・・・　５

（４）引き戸等への扉の取替え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（５）洋式便器等への便器の取替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

３．手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８，９

４．支払方法の種類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５．留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１，１２

６．よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３，１４

１．介護保険における住宅改修について

＜介護保険の給付適正化＞

項目	内容
対象者	■要支援１～２・要介護１～５と認定された方 ※認定申請中に改修した場合、認定が出てから工事後の申請と支給決定を行います（認定結果が「非該当」の場合は支給されません） ※入院中に改修する場合、退院してからの完了の申請と支給決定となります（退院できず改修後の住宅を利用しなかった場合は支給されません） また、申請は原則**「償還払い」**でお願いしております
対象となる住宅	■被保険者が居住する住宅（被保険者証記載の住所）
住宅改修の必要性	■被保険者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改修が必要と認められる場合 ※被保険者の心身の状況に合わせ、在宅生活を営みやすくするという目的でなければ住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません（本人が利用しない居室に手すりを取り付ける工事等）
利用限度額	■介護度に関係なく、居住する住宅に対し受給者１人あたり 20 万円まで ※限度額 20 万円を超えた額については全額自己負担 ※１回の改修で使い切らず、数回に分けて利用することも可能

＜介護保険における住宅改修の基本的な考え方＞

＊在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、手すりの設置や福祉用具導入の際必要となる段差の解消などの住宅改修が給付の対象

＊必要最小限かつ、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事であること

心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合に限り支給され、

・老朽化に伴う改修（資産の更新）

・新築、増築（資産の形成）

・日常生活上の動線以外の改修

は介護保険の給付対象外です。

介護保険の財源は半分が公費（税金）、残りの半分が 40 歳以上の被保険者からの保険料で構成されています。受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することが、介護保険制度持続の可能性の維持につながります。このため介護保険住宅改修においても、施工事業者、ケアマネジャー、保険者（鏡野町）が連携し、その目的や手段等が適切で、利用者の状態に適した住宅改修を行うことが、介護保険の給付適正化につながります。

２．対象となる住宅改修の内容と範囲

（1）手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として設置するものが対象となる。

【参考事例】

給付対象	居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ） 固定されている家具への手すり取付け（手すりの安全性を確認できる場合のみ） 手すり取り付けのための壁の下地補強　〔付帯工事〕
給付対象外	集合住宅等の共用部分の手すり（ただし、貸主の承諾があり動線上であれば可） 敷地外の手すり 固定されていない家具等への手すりの取付け 生活動線上にない手すり

○固定せず床に置くものや便器を囲んで使用するものは「福祉用具貸与」の対象となります。

○横手すりの両端は、そで口を引っかけ転倒につながることのないよう、下に曲げ込むか、エンドブラケットを用いてください。

○本人に適した高さや直径・形状の手すりとなるよう配慮してください。

高さ目安：750mm～850 mm（利用者の身長の半分位）

ハンドレール（手をすべらせて使用する移動用の手すり。廊下等に取り付ける。）

目安は直径 32mm～36mm

クラブバー（しっかりつかまって使用する手すり。浴室やトイレ等に取り付ける。）

目安は直径 28mm～32mm

○トイレに設置する“ペーパーホルダーと一体型となった手すり”については、その手すり部分のみを按分して支給対象とします。

（2）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消をするための工事が対象となる。

【参考事例】

給付対象	各居室の敷居を低く（撤去）する工事 スロープ・踏み台を固定設置する工事 浴室の洗い場のかさ上げ工事 敷石をコンクリートスロープにする工事 階段の勾配を緩やかにする（段数を増やす等）工事 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事 傾斜の解消 浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事〔付帯工事〕 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）〔付帯工事〕
給付対象外	床下収納スペースを埋める工事 スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため） 着脱式の踏み台の設置(着脱できないように固定する際は支給対象)

○工事を伴わないスロープの設置や浴室用すのこは「福祉用具貸与」、「福祉用具購入」の支給対象となります。

○生活動線上以外の面積は支給対象外です。

○スロープの傾斜は、「バリアフリー法」に基づき、その高さを長さで割った時 1/12～1/15 以下が目安です。

○路面舗装やスロープ設置工事の場合、支給対象とする幅は、おおむね 1.2m です。

○屋外の段差解消（段差を小さくする工事）及び上がり框の段差解消は、最大幅 90cm まで支給対象となります。

○部屋の床全体のかさ上げは、他に方法がなくやむをえない場合のみ支給対象となります。この場合、かさ上げ部分は対象ですが、土台部分は対象外です。

○ユニットバスの設置工事は、介護保険住宅改修に該当する部分のみが支給対象となるため、按分が必要になります。壁面・天井・換気扇等の工事は対象外です。尚、浴槽の工事は、段差解消の対象となる等の適切な理由がなければ認められません。

（3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室の畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更や浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更する等の工事が対象となる。

【参考事例】

給付対象	畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更**（幅員はおおむね１．２ｍ以内です）** 階段の滑り止め（固定される場合のみ） 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は、通路面の材料の変更のための路盤整備〔付帯工事〕
給付対象外	老朽化による床材の張り替え 滑り止めマットを洗い場に置くだけ

○生活動線上以外の面積は支給対象外です。

○改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は、支給対象外です。

○転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更する場合は支給対象外です。

（4）引き戸等への扉の取替え

扉全体（開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等）の取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事が対象となる。

【参考事例】

給付対象	開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え 重い引き戸から軽い引き戸への取替え 扉の位置・ドアノブ・戸車・吊元の変更 ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更） 扉の撤去 扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事〔付帯工事〕
給付対象外	自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用 間口の拡大 引き戸等の新設（扉の取換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可） 雨戸の取替え

（5）洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置や向きの変更等の工事が対象となる

【参考事例】

給付対象	和式便器から洋式便器への取替え 洋式便器の向きを変える工事 便器の取替えに伴う下記工事〔付帯工事〕 ・床・壁の解体費の一部、床の修復工事 ・給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） ・床材の変更
給付対象外	洋式便器から洋式便器への取替え（ただし、身体状況等の理由により、便座の高さが低い（高い）洋式便器に取り換える場合は支給対象） 既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便器を設置 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え 便器の取替え時の仮設トイレの費用

○水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象となり、給排水工事は新設とみなされるため対象外です。

○和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し、対象となります。ただし、既に洋式便器である場合でこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外です。（便器の取り換えを介護保険住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がりが困難な場合等を想定しているため。）

３．手続きの流れ

利用者がケアマネジャーに相談・改修内容の決定

ケアマネジャー等：理由書等の作成

施工業者：見積書等の作成

★複数業者から見積もりを取るのが望ましい

工事前の申請

○申請に必要な書類

・**介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書**
※受領委任払用様式（記入例１）と償還払い様式（記入例２）があります。

・**住宅改修が必要な理由書**（ケアマネジャーが作成）**（２枚）**

・**工事見積書**（改修工事の内容が確認できる内訳書）
⇒１１ページの留意点１を参照　（記入例３－１・３－２）

・**平面図**（本人（被保険者）の生活範囲、改修工事箇所および内容のわかるもの）
⇒１１ページの留意点２を参照（記入例４）

・**改修工事前の工事箇所の写真**（日付入り）
⇒１２ページの留意点３を参照

・**住宅所有者の承諾書**（所有者と本人（被保険者）が異なる場合）（記入例９）

※改修工事前の申請は、保険給付として適当な工事かどうかを確認するためのものであり、住宅改修費の支給決定ではありません。

町による内容確認・工事の承認

工事前の申請で提出された書類の次の点について確認をします。必要があれば修正を依頼します。

○工事箇所の住所は被保険者証記載のものであるか
○対象外の工事が含まれていないか
○利用者の心身の状態や住環境の状況等と工事内容に整合性があるか
○図面、写真、見積書が改修箇所やその内訳を適切に読み取れるものとなっているか
○見積書の額は適切であるか（対象外の費用が含まれていないか）　など

工事の内容や提出書類に問題がないことが確認できたら、ケアマネジャーにご連絡します。

住宅改修工事の施行

工事後の申請

○申請に必要な書類

・**居宅介護（介護予防）住宅改修費支給に係る改修工事完了届（受領委任）**
（記入例６）
※償還払いは、請求書と完了届を兼ねていますので、書類提出時に着工日と完成日を窓口で記入してください。

・**領収証**（原本、本人（被保険者）氏名の記載もの）
⇒１２ページの留意点４を参照（記入例７）

・**請求額（工事費）の内訳書**（内訳内容が見積書内容と同じ場合でも必要）

・**改修後の工事箇所の写真**（日付入り）
⇒１２ページの留意点３を参照

・**委任状**（被保険者本人以外の方が支給費を受け取る場合・償還払い時）
（記入例８）

その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

支給決定

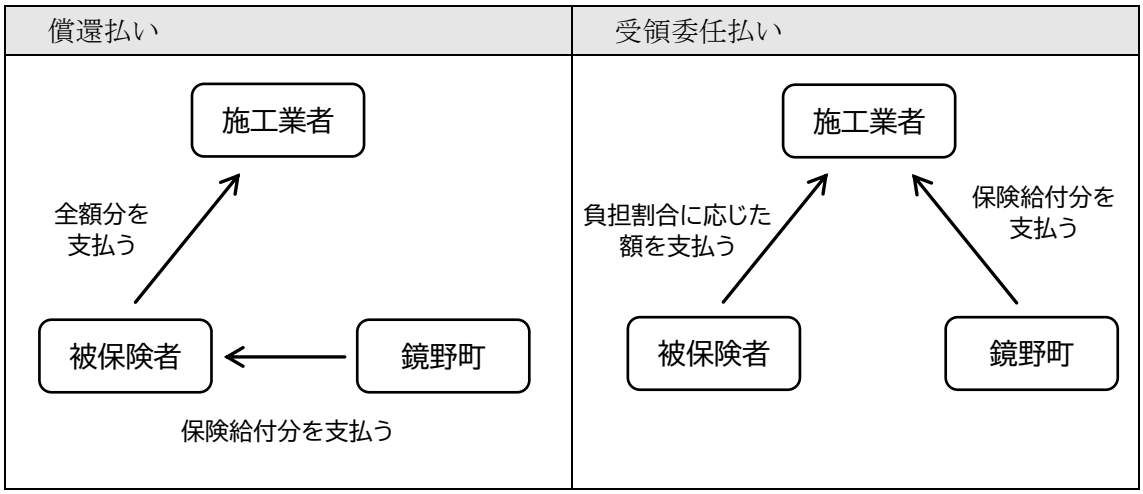
４．支払い方法の種類について

住宅改修には「償還払い」と「受領委任払い」の２種類があります。

○「償還払い」…被保険者が一度、費用の全額を施工業者へ支払い、完了申請後、保険者（鏡野町）から被保険者へ保険給付分を支給します。

○「受領委任払い」…被保険者が負担割合証に基づく自己負担額のみを施工業者に支払い、完了申請後、施工業者に保険者（鏡野町）から保険給付分を支給します。

【イメージ図】



※支払方法によって、提出する申請書が異なります。ご注意ください。

＜留意点＞

１．工事見積書（内訳書）

○工事を行う箇所ごとに内容・単価・数量等を明記します。

○材料費や施工費・諸経費などを適切に区分してください。(「○○一式」という記載のみで、1か所当たりに係る材料費や施工費の内容が確認できない場合は、認められません。)

○諸経費として計上される項目には、現場管理費用や雑費、交通費などが含まれます。施工事業者によって諸経費は多様であると考えますが、**「申請代行手数料」、「書類作成費」、「写真印刷代」、「損害保険料費」などは含めることができません。**

これらの費用は利用者の自己負担となります。見積書（内訳書）からはこれらの介護保険対象外の額を控除する又は領収書に**「うち介護保険対象分○○円」**といった按分の記載をお願いします。

諸経費の内容が備考欄等でわかるようにしてください。

○**対象となる住宅改修に係る材料（手すり、床材、便器等）については、カタログ等の写しの当該品の箇所にマーキングしたものを添付してください。**

○平面図に記載している改修箇所との関連がわかるようにしてください。

※本人、家族等が自ら住宅改修を行う場合は、材料費のみの内訳を記載します。

○工事に**按分があった場合、廃材処理費や運搬費などの付帯費用は、工事の按分比率により算出された額のみが支給対象となります。**

２．平面図

○改修箇所と内容を記載してください。

①手すりの取り付け…Ｌ型・Ｉ型（縦付・横付)の区別、取り付けの高さや位置がわかるように表示します。

②段差の解消…どの部分に何ｍｍの段差があるのか記入し、どのような方法で解消するか（例：「敷居の撤去」「スロープの設置」など）を表示します。

例）踏み台の場合…踏み台の幅・奥行・高さ

スロープの場合…高低差・水平距離・幅員等

③床材の変更…面積・材質等を表示します。(例 コンクリート・タイルなど)

④扉の取替え…種類を表示します。(例 開き戸・三枚引き戸・折り戸など)

⑤便器の取替え…種類を表示します。(例 和式便器・洋式便器・小便器など)

○改修箇所については、写真や見積書との関連がわかるようにします。

○対象となる費用を単価・数量で算出されている場合は、その数量を確認できる平面図や立面図を作成します。

① 床の改修の場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図示します。

② コンクリートスロープの場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図

示し、立面図には高さの寸法などを表示します。

③ 段差解消の場合…工事箇所の内側において斜線を引くか、色を塗るなどして図示します。

○生活動線を記載し、改修箇所が生活動線上であり、施工が必要であることがわかるようにしてください。なお、動線がわかるように「寝室」「居間」「トイレ」「風呂」「玄関」など、部屋の用途や部屋の出入口（扉）などの場所もできる限り記入してください。

○工事見積書・平面図・写真には改修箇所ごとに「①、②」など対応した番号を振り、照合できるようにしてください。

３．写真

○写真は、カメラの日付機能や工事看板等で**日付が写り込んでいるもの**を使用します。

○写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して、工事箇所全体がわかるように撮影してください。

○段差の場合は、物差し等を用い段差がわかるようにします。

○改修前の写真は、改修箇所全体（設置個所、高さ、長さ）が明確に確認できるように撮影し、写真に改修後の状態を記入してください。改修箇所が確認できない場合等には、写真の差し替えが必要になりますのでご注意ください。

○改修後の写真は、それぞれの箇所ごとに、住宅改修前の写真との整合性を図るように住宅改修終了後の状況及び撮影日がわかる写真を添付してください。

○**改修後の写真で、スロープや式台等は、固定してあることが分かるように撮影してください。**

４．領収書

○原本を提出してください。支給決定後に被保険者様へ返却いたします。

○申請者の**自己負担分（介護保険対象外費用）がある場合**は、総額とは別に、**介護保険対象費用がわかるように記載**してください。

５．その他

○利用者（被保険者）の身体状況等や住宅の状況（公営住宅・アパート等）により個別に判断します。支給対象となる工事か否かの判断が困難な場合は、必ず事前に総合福祉課にご相談ください。

○事前申請の内容と事後申請の内容に相違がある場合、住宅改修費の支給は認められず全額自己負担になります。トラブルを未然に防ぐため、本人や家族から**工事内容の変更依頼があった際は、必ず担当ケアマネジャーに伝え、総合福祉課までお問い合わせください。**

６．よくあるご質問

Q. 支給限度額は一律20万円ですか？
A. 原則、介護度によらず被保険者1人あたり20万円までとなります。しかし、以下の場合は例外として、再度20万円まで給付されるようになります。 ①要介護度が3段階以上上がった場合（3段階リセット）：初めて住宅改修を実施した時より「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合、それ以前に給付された額に関わらず、改めて20万円までの給付を受けられます。 ②転居した場合（転居リセット）：転居前の住宅での住宅改修の実施の有無や要介護度によらず、転居後の住宅について20万円まで給付されます。ただし、住民票が変更されていることと本人の生活拠点が変更されていること等が条件となります。

Q. 入院中ですが、退院に向けて住宅改修を行いたいでのですが、申請可能ですか？
A. 事前申請は可能です。退院前でも事前に申請を行い、着工していただくことは可能です。しかし、完了後の申請は退院後となります。退院できなかった場合は、支給対象とならず、全額自己負担となりますのでご注意ください。また、入院中の申請は原則、「償還払い」でお願いしております。

Q. 要介護認定を新規で申請中ですが、申請できます？
A. 事前申請は可能です。認定結果が出てから、完了後の申請をしてください。ただし、認定結果が「非該当（自立）」の場合は、支給を受けられませんのでご注意ください。

Q. 被保険者の家族が工事を行うことは、支給対象となりますか？
A. 可能です。材料の購入費が支給対象となります。領収書は、材料を販売した者が発行したものとし、使用した材料の内訳を記載した工事内訳書を作成してください。その他の提出いただく書類は、業者施工時と変更ございません。

Q. 同じ住宅に被保険者が2人（夫婦等）いる場合は、支給限度額を合算できますか？
A. 支給限度額は、被保険者ごとに管理されるため、同時に住宅改修を行う場合は、対象となる工事が重複しないように申請してください。

Q. 負担割合証に記載の負担割合が変更になりました。どちらが適用となりますか？
A. 領収書記載日の負担割合が適用となります。 例）令和6年7月31日まで1割負担、令和6年8月1日から2割負担の場合 領収書記載日：令和6年7月23日→1割負担、令和6年8月3日→2割負担

Q. トイレに手すりを設置するのですが、ペーパーホルダーと一体型となっています。支給対象となりますか？
A. 手すり部分のみが支給対象となります。ペーパーホルダー部分は対象とならないため、手すり部分のみの費用を按分して申請してください。

Q. 段差の解消等のために、ユニットバスを設置する工事は支給の対象となりますか？
A. 介護保険の住宅改修に該当する部分のみが支給の対象となります。壁面や天井、換気扇等の工事は対象外となるため、費用を按分する必要があります。

Q. 工事費用を対象箇所のみを按分して申請を予定しています。諸経費はどのように計算すればよいですか？
A. 諸経費（廃材処理費用や運搬費等の付帯工事）も工事の按分比率により算出された額のみが支給対象となります。

Q. 申請後、本人の要望等により、工事内容が変更となりました。どうすればよいですか？
A. 工事内容の変更は速やかに役場総合福祉課までご連絡ください。内容によっては、申請書を再提出いただく場合がございます。工事完了後の申請で変更が発覚した場合は、支給が受けられなくなる可能性がございます。

Q. 和式便器から洋式便器への取り替えの際の給排水工事について、どこまでが支給対象ですか？
A. 非水栓の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに水洗化の工事が行われると思いますが、その場合の「水洗化」の工事は対象外となります。水洗の和式便器から水洗の洋式便器に変える際の、排水管の長さや位置を変える場合は対象になります。

鏡野町役場　総合福祉課　介護保険係

〒708-0392　岡山県苫田郡鏡野町竹田660

TEL：0868-54-2986

FAX：0868-54-2891

記入例1

○受領委任払い：居宅介護（介護予防）住宅改修費支給兼受領委任申請書

様式第6号（第9条関係）　　＜受領委任払用＞

記入例

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給兼受領委任申請書

被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生年月日	明・大・昭・12年　3月　4日生	性別	男・女
住所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	■ 手すりの取り付け（廊下、玄関、お風呂） □ 段差の解消（　） □ 床または通路面の材料の変更（　） □ 扉の取替え（　） □ 便器の取替え	業者名	株式会社●●●
		着工予定日	令和6年4月14日
		改修見積額	60,000円

鏡野町長　様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和6年　4月　1日

（代理）申請人　住所　苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏名　鏡野　花子　㊞（被保険者との続柄：　本人　）

代筆または印字の場合は押印してください

委任欄

委任者（被保険者本人）：居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を下記の者に委任します。

被保険者氏名　鏡野　花子　㊞

代筆または印字の場合は押印してください

受任者：上記の請求に対して支給される居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領を受諾します。なお、支給にあたっては、受領委任払いに係る登録口座に振り込みしてください。

登録番号　2022000
所在地　苫田郡鏡野町女原90-1
事業者名　株式会社●●●
代表者氏名　奥津　三郎

●社株之●式印●会

保険者記入欄

下記のとおり決定してよろしいか。

年　月　日

申請までの住宅改修費支給の有無　□無　□有（　円）

①介護保険住宅改修対象費用額	円
②利用者負担額（　割負担）	円
③住宅改修費支給額（①－②）	円

決裁欄	課長	課長補佐	係

受付印

記入例2

○償還払い：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び請求書

様式第1号（第2条関係）

記入例

保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び請求書

フリガナ 被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生年月日	明・大・(昭) 12年 3月 4日 生	性別	男・(女)
住所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	手すりの取り付け3ヶ所 （廊下、玄関、お風呂）	業者名	株式会社●●●
		着工日	※ 令和6年4月14日
		完成日	※ 令和6年4月14日
改修費用	※印は完了後の申請時に記入してください。		60,000 円

鏡野町長　様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和6年 4月 1日

（代理）申請人　住所 苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏名 鏡野 花子　㊞（被保険者との続柄：本人）

代筆または印字の場合は押印してください

注意　この申請書の裏面に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積り書及び改修を行なった住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、その者の承諾書を添付してください。

原則、被保険者本人の口座を記入してください。

振替依頼口座

修費を下記の口座に振り込んでください。（被保険者本人口座を記入のこと）

銀行 信用金庫 晴れの国岡山 (農協)	本店 鏡野 (支店) 支所	種目	口座番号	
金融機関コード	店舗コード	1 (普通預金) 2 当座預金 3 その他	0 0 0 0 0 0 0	
フリガナ 口座名義人	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子			

※保険者記入欄

事前申請	事後申請
上記申請に対して、改修を承認してよろしいか。 令和　年　月　日	上記申請に対して、次のとおり給付決定してよろしいか。 令和　年　月　日
課長 / 課長補佐 / 係	課長 / 課長補佐 / 介護保険担当 / 係
申請までの給付実績の有無（有・無） 有の場合給付金額＿＿＿＿＿＿円	支給決定額　円 負担割合（1割　2割　3割）

記入例３－１

○見積書（内訳書）【記入例】

○○　○○　様

申請者（被保険者）ご本人宛に作成してください

（施工事業者名）　㈱　○○リフォームセンター

（住所）　○○町○－○－○

（担当者名）　○○　○○　　(連絡先)　○○○-○○○-○○○○

住宅改修の種類（※１）	写真等番号	改修場所	改修部分	名称（※２）	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠等
						数量	単位	単価	金額	
(6)	①	１階洋室	手すり	下地補強板	ABC社　xx-987a　100×50　L＝800	○	枚	□□	○○○○	
(1)				手すり（横）	DE社　z-123　木製（金具：ステンレス）	○	㎡	○○○	○○○○	
(1)				エンドブラケット	GHI社　YY456	○	個	○○○	○○○○	
(1)				同取付け施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(3)	②	１階和室・DK	床	既存床撤去工事費		○○	㎡	□□	□□□□	
(3)				フローリング材	ナラ厚13㎜下地および木製巾木h=60	□	㎡	□□	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	
(3)(5)		１階トイレ	床・便器	既存和式便器、床（タイル）撤去工事費		○○	㎡	□□	□□□□	
(3)	③		床	床：クッションフロア材	JKL社　QQ123　合板　t=12㎜下地共	○	㎡	○○○	○○○○	
(3)				床張り施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)	④		便器	洋式便器	MN社　ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)			給排水工事	給排水管接続工事費		○	㎡	○○○	○○○○	
				小計					○○○○	
				諸経費	雑費・交通費	○	式		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		10	%		○○○	
				総合計					△△△△	

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載してください

住宅改修の種類を

工事の対象となる箇所の写真や図面の番号を記載して下さい

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を区分してくだ

（※１）住宅改修の種類:　(1) 手すりの取り付け　(2) 段差の解消　(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更　(4) 引き戸等への扉の取り替え　(5) 洋式便器等への便器の取り替え　(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

（※２）名称:　材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記入例３－２

○見積書（内訳書）【保険対象外含む記入例】

○○　○○　様

申請者（被保険者）ご本人宛に作成してください

※介護保険対象外の工事を含める場合は、下記のように、全体の額と、内介護保険対象部分がわかるように記載してください

（施工事業者名）　㈱　○○リフォームセンター
（住所）　○○町○－○－○
（担当者名）　○○　○○　（連絡先）　○○○-○○○-○○○○

住宅改修の種類（※１）	写真等番号	改修場所	改修部分	名称（※２）	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	内介護保険対象部分 数量	単位	単価	金額	算出根拠
(6)		1階洋室	壁	下地補強板	ABC社　xx-987a　100×50　L＝800	○	枚	□□	□□□□	○	枚	□□	□□□□	
(1)	①		手すり	手すり	DE社　z-123　木製（金具：ステンレス）	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○	○○○○	
(1)				同取付け施工費		○	人工	○○○	○○○○	○	人工	○○○	○○	
				1階洋室計					○○○○			○○○	○○	
(3)		1階和室・DK	撤去	既存床撤去工事費		□	㎡	□□	□□□□	□	㎡	□□	□□□□	
(3)	②		床	フローリング張り	ナラ厚13㎜下地および木製巾木h=60	□	㎡	□□	□□□□	□	㎡	□□	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□	□□□□	対象（床）部分を大工手間比較2/3で按分
			壁	月桃紙	軸組み、下地（PB12㎜）	○		○○	○○○○					
			天井	木質ボード張り	○○製厚9㎜、下地、回り縁共	○	㎡	○○	○○○○					
			家具・雑	カウンター収納棚	w=1800　h=900									
					両開き扉、ナラ突板フラッシュ、金物オイルステイン塗装共	○		○○○	○○○○					
				1階和室・DK計					○○○○				○○○○	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存壁及び和式便器、床撤去工事費		○	㎡	○○○	○○○○	□	㎡	○○○	○○○○	便器床部分を1/3で按分
	③		内装・壁	壁・天井：石膏ボード12㎜の上クロス張り		○	㎡	○○○	○○○○					
(3)			内装・床	床：クッションフロア材	JKL社　QQ123　合板　t=12㎜下地共	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○	○○○○	
				床張り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	○○○	○○○○	
(5)	④		便器	洋式便器	MN社　ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		1	人工	○○○	○○○○	1	人工	○○○	○○○○	
(5)			給排水工事	給排水管接続工事費		○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○	○○○○	
				1階トイレ計					○○○○				○○○○	
				小計					○○○○				○○○○	
				諸経費	交通費・養生費	○	式		△△△				△△△	
				合計					□□□□				□□□□	
				消費税		10	%		○○○				○○○	
				総合計					△△△△				△△△△	

住宅改修の種類を記載してください

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載してください

内介護保険対象部分について記載してください

介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については、按分等により積算し、その根拠を記載しください

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載してください

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を区分してください

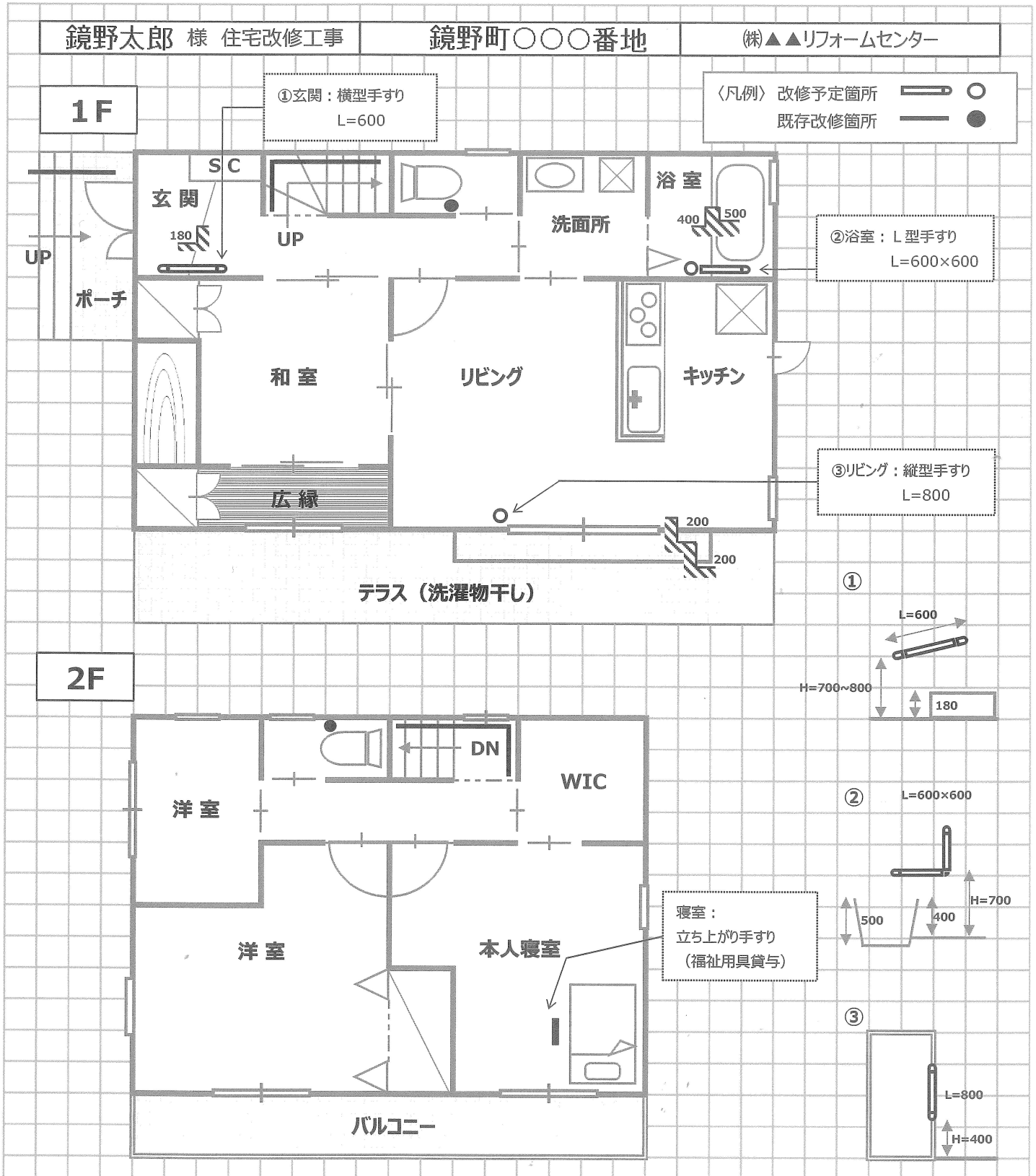
内介護保険対象部分の総合計を記載してください

（※１）住宅改修の種類:　(1) 手すりの取り付け　(2) 段差の解消　(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更　(4) 引き戸等への扉の取り替え　(5) 洋式便器等への便器の取り替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

（※２）名称:　材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記入例４

改修予定箇所が確認できる図面（記載例）



【改修予定箇所が確認できる図面（平面図・立面図）の作成について】

- 原則として平面図と立面図を添付してください。
- 改修予定箇所だけではなく、申請者本人の日常生活上の動線や家事動線が分かるよう平面図を作成してください。
- 動線が分かるよう、部屋の用途や出入り口、屋外の場合は「洗濯物干し」などの場所を明記してください。
- 既存改修箇所や福祉用具貸与がある場合は、明記してください。
- 改修予定箇所には通し番号を振り（例：①～）理由書・見積書・各図面・写真等と揃えてください。
- 段差のある部分の改修については、高低差が分かるように明記してください。

※この資料は介護保険住宅改修工事の概要を示すものであり、
建築基準法等の適法性が担保されたものではありません。

記入例6

○受領委任払:居宅介護(介護予防)住宅改修費支給に係る改修工事完了届(受領委任)

様式第8号（第12条関係）　　＜受領委任払用＞

記入例

護(介護予防)住宅改修費支給に係る改修工事完了届(受領委任)

被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生　年　月　日	明・大・昭 12年　3月　4日 生	性別	男・女
住　　所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	■ 手すりの取り付け（廊下、玄関、お風呂） □ 段差の解消（　） □ 床または通路面の材料の変更（　） □ 扉の取替え（　） □ 便器の取替え	業者名	株式会社●●●
		着工年月日	令和6年4月14日
		完了年月日	令和6年4月14日
		改修費用額	60,000円

鏡野町長　様

上記のとおり、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給に係る住宅改修工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

令和6年　4月　1日

(代理)申請人　住　所 苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏　名 鏡野　花子　㊞　(被保険者との続柄:　本人　)

代筆または印字の場合は押印してください

保険者記入欄

下記のとおり支給決定してよろしいか。

年　月　日

介護保険対象費用額	円	受付印
支給決定額	円（　割負担）	

決裁欄	課長	課長補佐	合議	係

記入例7

〇領収書(原本)


原則、被保険者名となりますが、
申請者が異なる等で
宛名が違う方となる場合は、
但し書きに被保険者名を記載してください。
領収書
鏡野　花子　　様
発行日 ： 令和6年4月30日
下記の通り、領収いたしました。
金額　　￥65,000-
但し　介護保険住宅改修費用として
介護保険適用分　20,000円 ＋ 介護保険適用外分　45,000円
介護保険適用外の
自己負担分がある場合、
内訳がわかるよう
記載してください。
株式会社●●●
〒708-0421
岡山県苫田郡鏡野町井坂495
TEL:0868-52-2211
●社株
之●式
印●会

記入例8

〇委任状

記入例

委　任　状

（代理人）　住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　介護　　印

生年月日　明・大・(昭)・平　40年　3月　2日

私は、このたび都合により上記の者を代理人と定め、下記代金の受領に関する一切の権限を委任します。

令和　6年　4月　1日

（委任者）　住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　花子　　印

生年月日　明・大・(昭)・平　12年　3月　4日

電話番号　0868-54-2896

記

委任内容

被保険者氏名（　鏡野　花子　）の

記入しないでください。

令和　　年　　月支給決定分の　　費

銀行等口座振替依頼書

鏡野町長　様

　　費を下記の口座へ振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 晴れの国岡山 農協	本店 支店 鏡野 支所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	(1)普通 2 当座 3 その他	1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	カガミノ　カイゴ		
	口座名義人	鏡野　介護		

（注）　口座名義人は、代理人と同一のこと。

記入例9

〇住宅所有者の承諾書

様式第3号（第2条関係）

記入例

令和6年4月1日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

（住宅所有者）

住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　太郎　㊞

代筆または印字の場合は押印してください

私は、下記の住宅について、鏡野　花子　が申請する介護保険による住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅の所在地：

苫田郡鏡野町竹田660

被保険者氏名：　鏡野　花子